

令和5年度 入札監視委員会議事概要

海上自衛隊

開催日及び場所	令和6年3月4日（月）福岡第2合同庁舎2階 共用第2・3会議室		
委員	牧角 龍憲（大学名誉教授）	松藤 泰典（大学名誉教授）	
	諏佐 マリ（大学准教授）	柴田 祐二（公認会計士）	
	徳永 響（弁護士）		

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日		
審議対象件数	6, 110件		
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数	4件	（審議概要） 1 抽出事案について	
一般競争	3件		
指名競争	0件		
随意契約	1件		
	意見・質問	回 答	
○ 委員からの意見・質問	【発注実績について】 特に意見なし		・ 本役務は、当基地の運用において必要不可欠な航空燃料JP-5を陸上輸送するものです。 輸送区間である古江貯油所から鹿屋航空基地隊までの間は、立地上の都合によりパイプラインが設置されていないため、タンクローリーにより陸上輸送を単価契約に
○ それに対する回答等	【抽出事案について】 1 [航空燃料輸送役務（陸上輸送）]（一般競争契約（1者応札）） ・ 本役務の必要性を説明してください。		

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札となった要因を説明してください。 <p style="margin-left: 20px;">2 [医療事務関連業務の委託] (一般競争契約 (1者応札))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性をどのように確保しているのでしょうか。 <p style="margin-left: 20px;">「代理」とはどのような権利を有するものですか。</p>	<p>より実施しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推測ではありますが、本要求において、航空燃料の品質を担保する観点から、専用のタンクローリー3台の確保又は、他の燃料を積載していた場合の洗浄証明書の提出を条件としています。また、期間は1年と長期であり、発注数量についても、不確定であることから応札に踏み切れないかと考えられます。しかし、航空燃料の輸送については、最重要事項であり、記載する条件は不可欠であると考えています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本役務は、1年以上の医療事務経験者又は医療事務管理士の資格を有する者を条件としていますが、これは必要最小限の条件であり、その他の条件については、特殊な技術を有するものではなく一般的なものとなっています。 入札公告については、ホームページや商工会議所及び近隣の陸上自衛隊等に掲示し、公告期間及び落札後から役務開始までの準備期間も十分に確保しています。また、令和3年度以降の実績においては、複数者の応札実績があることから、競争性は確保されていると認識しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「代理」とは、契約相手方から委任状により委任する事務の範囲が示され、契約事務の全部又は一部を委任されたものとなります。 また、代理人のコンプライアンス確保については、契約一般条項において、刑法の競売入札妨害罪、収賄罪及び独占禁止法を違反した場合に、契約解除及び違約金

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法上の規定がないと認識している委託契約とは、どのようなものなのか説明してください。 <p>3 [ざる、野菜 ほか] (一般競争契約 (1 者応札))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性をどのように確保しているか説明してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の実績においても 1 者応札なのか。 	<p>徴収の対象となる旨が規定されており、これは乙の代理人についても適用されることとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世間で偽装請負が問題視された時期に、海上自衛隊においては、役務請負のほか労働者派遣及び委託の契約一般条項を整理することとしました。 民法上では「準委任」という用語と考えていますが、役務の内容において、成果物の有無や労務管理の有無などの契約の形態を判断して契約しています。本役務については、成果物について瑕疵がないという観点から、委託契約一般条項を選択しているところです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、新造艦「のしろ」就役前のぎ装中における厨房用品の調達であり、品目数 307 品目と多数であることから、入札から履行完了までの準備期間を十分に確保するとともに、全ての品目において同等品の申請を受け入れる内容となっています。また、公告期間も十分であり、公告箇所についても、ホームページ、商工会議所及び近隣の陸上自衛隊等に掲示しているため、競争性は確保できているものと認識しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約件名は異なりますが、過去 5 年における同様の厨房用品の調達実績については、2 者以上の応札案件が約 70 件、1 者応札の案件が約 30 件となっており、複数社が応札する調達品は、「たわし」や「ラップ」などの消耗品であり、1 者応札案件の調達品は、調理器具類となっています。

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<p>4 「あさひ」定期検査 船体・機関及び電気 ほか】(随意契約)(艦船修理関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新造艦でありながら修理案件が多いように見受けられますが、どのような理由があるのか説明してください。 ・ 公募による1者応札で、高い落札率となっている理由について説明してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護衛艦の定期検査については、省内の船舶の造修等に関する訓令に基づき実施しており、就役日を基準日として、定められた期間内に検査を実施しているものです。目的については、船舶のたん航性及び安全性並びに使用目的に対する適合性の保持を確認することであり、検査の種類は、毎年実施する年次検査に加えて5年ごとに実施する定期検査があります。 <ul style="list-style-type: none"> 本件の「あさひ」の修理については、平成29年に就役後、平成30年度から令和3年度まで年次検査を実施し、本審議の対象期間である令和4年度に定期検査を実施しています。 要求の内容については、艦船部が要求する造船所工事と専門業者工事に合わせて、同様に武器部が要求する装備品に関連するもので分かれており、これらは、令和5年10月を納期とする定期検査の中で実施しているものとなります。 新造艦でありながら修理案件が多く見受けられるとの見解ですが、本件の「あさひ」定期検査の場合は、就役後初めての定期検査であることから、老朽や装備品の不具合等が少なく、検査及び修理工事が少ないものとなっており、実際には、比較的少ないものであると認識しています。 ・ 公募については、平成18年に財務大臣から出された文書により、公共調達 of 適正化が示され、従来、随意契約を行っていたものについて、今一度、その他に特別な技術及び設備等を有するものが

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の積算について説明してください。 	<p>ないか確認をする目的で新たに制度が立ち上がったものです。</p> <p>随意契約において落札率が高くなる理由については、入札での落札ではなく、商議の結果によるものであること、及び、予定価格については相手方のレートや資料等を査定し作成されているものであることから、高落札率になる傾向にあると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の積算については、原価計算方式で作成しており、材料費及び加工費等を積算しています。 <p>詳細について、直接材料費については造船業者からの見積価格と仕様内容を整合し積算しています。加工費については、官側査定のレートに工数を乗じています。また、工数については、要求元の査定工数と会社の見積工数を比較し決定しています。外注費については、造船業者の見積を採用していますが、高額なものについては、その裏付けとなる資料を確認しています。</p> <p>一般管理費及び販売費、利子率及び利益率については、防衛装備庁の査定によるものを採用しているところです。</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談 合 疑 義 件 数	0 件	(審議概要) なし
○ 委員からの 意見・質問 ○ それに対する 回答等	意 見 ・ 質 問	回 答
	なし	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	